

令和7年度総務省調達改善計画 上半期自己評価結果の概要 (対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日)

取組目標	難易度	取組内容	進捗度	取組結果等
1 重点的な取組				
(1) 一者応札改善のための取組				
全ての調達の改善取組	A	【入札前の取組】 - 仕様内容の充実を図る。 - 前回入札時において一者応札であった場合は、入札後に実施するアンケート結果を踏まえ、調達要求部局は一者応札改善策を作成し、契約担当部局による事前審査を経た上で実施する。 - 公告期間を十分に確保する。 - 複数者が入札へ参加できるよう、準備期間及び執行期間の確保に努めるとともに、早期契約締結を推進する。 - 過去の一定期間の入札において継続して一者応札である調達案件については、契約担当部局は調達担当部局に対し当該案件を事前に周知し、次回調達時での改善を指導する。 【入札後の取組】 - 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者へのアンケート調査を実施する。 - 契約担当部局は一者応札案件の要因分析及びアンケート結果の集約を行い、これを調達要求部局・契約担当部局双方で情報を共有する。また、調達要求部局はアンケート結果を踏まえた上で、次回調達における改善策を検討する。 【その他】 調達分野別の取組として、特に「調査研究請負経費」に係る一者応札の改善に務める。	B	前回入札時に一者応札となった調達案件については、調達要求部局において前回入札後のアンケート結果を踏まえて取組を行い、契約担当部局においてそれを審査した上で、調達手続を実施。結果として一者応札となった調達案件については、入札不参加者に対しアンケート調査を実施。 上半期における一者応札率（本省・地方）：29.1% 【参考】 令和6年度上半期：25.7% ・前年度一者応札となった調達において、公告期間を30日以上確保した案件の一部は複数者応札となり、一定の改善は見られたが、引き続き改善に向け取組が必要。 調査対象の内容等が仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行うとともに、専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用。 上半期における調査研究に係る一者応札率（本省・地方）：61.4% 【参考】 令和6年度上半期：57.8%
2 共通的な取組				
(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実	A	一者応札となった調達事例について、総務省契約監視会において外部有識者の意見等を求め、調達要求部局、契約担当部局で共有する。また、他の調達案件にも当てはまる意見等については全部局で共有することにより、今後の調達改善策に活用する。	A	・令和7年7月に総務省契約監視会を開催し、一者応札となった契約案件について、外部有識者の事後チェックを受け、調達要求部局と契約担当部局において、一者応札改善に向けた意見等を共有。 ・昨年度、契約監視会において審議された案件について、改善に向けた取組内容や取組結果を事務局から契約監視会へ報告。 ・契約監視会における外部有識者からの意見等で、一者応札等に調達改善に有効と考えられるものを事務局において取りまとめ、調達要求部局と契約担当部局に共有。
(2) 調達事務のデジタル化の推進	A	①「契約手続における押印等の見直しについて」（令和2年12月24日付総官会第3675号）に基づき、契約手続（入札・契約）における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類（入札・契約手続関係）の押印省略（電子メールによる提出）等を行う。 ②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。	A	上半期の電子応札率（本省・地方）：86.7%（集計途中につき暫定値） 【参考】 令和6年度上半期：86.9% 上半期の電子契約率（本省・地方）：58.1%（集計途中につき暫定値） 【参考】 令和6年度上半期：52.9%

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+：効果的な取組
- ・A：発展的な取組
- ・B：標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A：（定量的な目標）目標進捗率90%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B：（定量的な目標）目標進捗率50%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
- ・C：（定量的な目標）目標進捗率50%未満
（定性的な目標）何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

令和7年度の調達改善計画									令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)						
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				定量的	定性的		
○		1 一者応札改善のための取組	【入札前の取組】 ・仕様内容の充実を図る。 ・前回入札時において一者応札であった場合は、入札後に実施するアンケート結果を踏まえ、調達要求部局は一者応札改善策を作成し、契約担当部局による事前審査を経た上で実施する。 ・公告期間を十分に確保する。 ・複数者が入札へ参加できるよう、準備期間及び執行期間の確保に努めるとともに、早期契約締結を推進する。 ・過去の一定期間の入札において継続して一者応札である調達案件については、契約担当部局は調達担当部局に対し当該案件を事前に周知し、次回調達時での改善を指導する。 【入札後の取組】 ・結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者へのアンケート調査を実施する。 ・契約担当部局は一者応札案件の要因分析及びアンケート結果の集約を行い、これを調達要求部局・契約担当部局双方で情報を共有する。また、調達要求部局はアンケート結果を踏まえた上で、次回調達における改善策を検討する。 【その他】 調達分野別の取組として、特に「調査研究請負経費」に係る一者応札の改善に務める。	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H24: 本省 H29: 地方	一者応札率が前々年度から過去3か年の平均を下回ることを目標とする。 令和3年度から令和5年度の平均値: 28%	年度末	R7年9月	・前回入札時に一者応札となった調達案件については、アンケート結果による新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った上で、調達手続を実施した。 ・公告期間について、一般調達案件の予定経費1,800万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件において公告期間を20日間以上確保した。 ・本省においては、昨年度一者応札となった一般調達案件は公告期間を30日以上確保し、新規参入の拡大を図った。 ・結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者に対してアンケート調査を実施した。	B	上半期の一者応札比率(本省・地方): 29.1% 【参考】 令和6年度上半期: 25.7%		・前年度一者応札となった調達において、公告期間を30日以上確保した案件の一部は複数者応札となり、一定の改善は見られたが、引き続き改善に向け取組みが必要。	引き続き実施する。
									R7年9月	・調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。 ・専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。 総合評価落札方式においては、会計課が定めた選定基準に基づき取り組むとともに、政府の推進方針を受けて、価格と同等に評価出来る項目として「ワークライフバランスに関する評価」や「賃上げを実施する企業に関する評価」を用いた評価を行った。		上半期における調査研究に係る一者応札の件数割合(本省・地方): 61.4% 【参考】 令和6年度上半期: 57.8%		引き続き実施する。	
		○	2 調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった調達事例について、総務省契約監視会において外部有識者の意見等を求め、調達要求部局、契約担当部局で共有する。また、事例に限定されない意見等については全部局で共有することにより、今後の調達改善策に活用する。		A	H30: 本省・地方	外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	年度末	R7年7月	・令和7年7月に総務省契約監視会を開催し、一者応札となった契約案件について、外部有識者の事後チェックを受けた。	A		・契約監視会のチェックにより、調達要求部局と契約担当部局において、一者応札改善に向けた取組の重要性と対応策の意見を共有した。 ・昨年度、契約監視会において審議された案件について、改善に向けた取組内容や取組結果を事務局から契約監視会へ報告した。 ・契約監視会における外部有識者からの意見等で、一者応札等に調達改善に有効と考えられるものを事務局において取りまとめ、調達要求部局と契約担当部局に共有した。	取組を継続する。
	○	3 調達事務のデジタル化の推進	①「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付総官会第3675号)に基づき、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。 ②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目途等の確認を行う。		A	R4: 本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前々年度の電子入札率・電子契約率(欄外※)を上回ることを目標とする。 令和5年度 電子入札率: 71.4% 電子契約率: 50.0%	年度末	R7年7月	・入札手続及び契約手続において、電子調達システムの利用を徹底した。 ・事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目途等の確認を行った。 ・本年3月から電子調達システムで利用開始された「少額物品調達業務(GEPSマーケットプレイス)」の省庁別の説明会をデジタル庁から地方支分部局への契約担当者向けに9月に実施し、同業務の理解促進に努めた。	A	上半期の利用率(本省・地方) 電子応札率: 86.7% 電子契約率: 58.1% ※集計途中につき暫定値 【参考】 令和6年度上半期利用率(本省・地方) 電子応札率: 86.9% 電子契約率: 52.9%		取組を継続する。	引き続き実施する。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数: 入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数: 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数: 契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+: 効果的な取組

A : 発展的な取組

B : 標準的な取組

※2 進捗度

・A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

・B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

・C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
① 競争性のない随意契約の検証 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、契約担当部局において事前審査を行うとともに、総務省契約監視会における審査対象の抽出項目に選定し、外部有識者による事後検証を行う。	継続	競争性のない随意契約比率(9.8%)は昨年度同期(14.2%)と比較して減少しているが、減少した主な要因として予算決算及び会計令の一部改正により予定賃借料が150万円を超えない物件が予算決算及び会計令第99条4号の規定による随意契約に移行したため。	契約担当部局において、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件が審査を行った上で調達を実施した。
② 調達担当職員の能力向上 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達改善の取組に係る情報を周知し、担当職員の意識醸成を図る。	継続		・契約事務・会計事務に係る研修は下半期に実施予定。 ・調達事務における推奨事例をまとめた情報を、全職員が閲覧可能な省内フォルダに保存することで、職員の意識醸成を図った。
③ 契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等の申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。	継続		契約担当部局において、事業者に対して契約締結時に再委託申請・承認手続の説明を必須とするとともに、再委託が行われる契約については、調達担当部局と情報を共有し進捗管理を行うことで、再委託の申請漏れ等の防止に努めた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 】 意見聴取日【 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○	○	○
○	○	○
○	○	○

外部有識者の氏名・役職【 】 意見聴取日【 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○	○	○
○	○	○
○	○	○